

お知らせ

～特定建設工事共同企業体の対象工事について～

1 対象設計金額

- ・ 土木工事（設計金額） 概ね2億円以上
- ・ 建築工事（設計金額） 概ね3億円以上
- ・ その他工事（設計金額） 概ね1億5千万円以上

※特定共同企業体の対象工事であっても、工事内容等によって単体企業で施工できると認められるものは、単体企業による入札又は単体企業と特定共同企業体の混合による入札をする場合があります。

2 施行期日

令和5年9月1日以降に入札公告又は入札通知するものから適用します。